

不開示決定通知書

武市教文生第76号

平成25年8月29日

様

武雄市教育委員長 諸石 洋之



平成25年4月24日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	・武雄市図書館のコンピュータシステム及び通信設備を除く電気設備に関する一切の資料
公文書を開示しない理由	武雄市情報公開条例第7条第1項第3号及び第4号の規定に該当 ・公にすることにより、法人等の利益を害するおそれがあるため ・公共の安全と秩序の維持に関する情報のため
所管課	武雄市教育部 文化・学習課 (0954-23-5168)

注1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)